

徳島県人権条例（仮称）の位置付け

新条例と「両輪」で推進

国の法体系

日本国憲法

（基本的人権の保障）



人権関係の各種法律 / 地方自治法

人権教育の尊重及び人権啓発の推進に関する法律

人権三法

- ・ 部落差別解消推進法
- ・ ヘイトスピーチ解消法
- ・ 障害者差別解消法



人権教育・啓発に関する基本計画

※人権教育の尊重及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、国が策定する計画

本県の条例・計画

徳島県人権条例（仮称）

今回制定

人権三法の理念を踏まえ、同和問題、ネット上の誹謗中傷、性の多様性、いじめ等、あらゆる人権課題を包摂する県の包括的規範

個人の尊厳

多様性の受容

主体的な参画



徳島県人権教育・啓発に関する基本計画

本県が策定する実行計画

行政・社会全体が一体となって施策を強力に推進

本県の既存個人情報条例及び制度

個別課題に対応する条例等

- > 1. 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例
- > 2. 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例
- > 3. 徳島県犯罪被害者等支援条例
- > 4. 徳島県手話言語条例
- > 5. 徳島県いじめ防止等推進法施行条例
- > 6. 徳島県こども未来応援条例

7. 徳島県パートナーシップ宣誓制度

適用関係

新条例が「基本理念（土台）」となり、個別課題には既存の個別条例等と両輪で連携・対応

参考

県内市町村条例（13市町村制定済）
他都道府県条例（22都府県制定済）